

2026年度事業計画

自 2026年4月 1日

至 2027年3月31日

公益財団法人 日本財団

## 目次

1. 方針 .....	1
2. 事業計画.....	2
2.1. 船舶等振興業務 .....	2
2.1.1. 貸付 .....	2
2.1.2. 補助 海洋船舶関係 .....	2
2.1.3. 補助 公益・福祉関係.....	4
2.1.4. 協力援助.....	6
2.1.5. 情報公開.....	7
2.1.6. 調査研究.....	7
2.1.7. 社会変革推進.....	7
2.1.8. 海洋連携推進.....	7
2.1.9. 寄付文化醸成.....	7
2.1.10. ビル運営 .....	8
2.1.11. 管理 .....	8
2.2. 船舶等振興業務以外の業務 .....	9
2.2.1. ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた 人々の生活向上のための事業 .....	9
2.2.2. 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築 事業 .....	9
2.2.3. 障害者就労支援事業 .....	9
2.3. 収益事業 .....	10
2.3.1. 施設貸与 .....	10

## 1. 方針

当財団は、モーターボート競走法に基づく交付金を主たる活動原資として公益活動を推進している。情報公開や外部評価を通じて説明責任を全うすることで、船舶等振興機関並びに公益財団法人としての責務を果たし、未来志向の取り組みを通じて持続可能で包摂的な社会の実現を目指している。

変化の激しい現代社会において、海事・海洋に関する課題や国内外の市民生活における課題は、ますます多様化・複雑化している。気候変動は、海洋熱波による台風の大型化や線状降水帯の頻発といった形で顕在化しつつあり、経済や市民生活に深刻な影響を与えている。こうした自然災害の激甚化は、国際的なエネルギー供給や経済活動にも影響を及ぼし、さらなる格差拡大や社会不安を招いている。また、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の長期にわたる不安定化は、国際協力の停滞を引き起こし、さらなる経済不安の一因となっている。国内では、少子高齢化に伴う社会構造の変化が急速に進む中、子どもの貧困や不登校の急増など、子どもをめぐる環境は厳しさを増している。

これらの課題に対しては、統合的なアプローチにより社会全体の調和を図り、解決を目指すことが急務である。当財団は、社会課題の解決に向けた先駆的な取り組みを実行し、多様な可能性を伸ばせる社会の実現を目指した事業展開を進めている。政府・行政への政策提言と民間活動の活性化を両輪とし、「自助」「共助」「公助」の均衡を図る仕組みを提供することで持続可能な社会基盤の構築に寄与する。さらに、これらの取り組みを通じて日本が進むべき一貫した方向性を具体化し、その実効性を検証しながら、課題解決に向けた実践を続けていく。

2026年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立ち、以下のよう  
に作成及び編成した。

## 2. 事業計画

### 2.1. 船舶等振興業務

#### 2.1.1. 貸付

造船関係事業の振興を目的とし、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う。

#### 補助

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

#### 2.1.2. 補助 海洋船舶関係

「持続的な開発のための国連海洋科学の10年」が宣言され、海洋を科学のおよび社会的な観点から見つめ直す必要性が一層高まっている。複雑化する海洋の諸課題を解決するためには、確かなエビデンスに基づく施策の立案と実行に加え、多様なセクター間の連携促進、さらにこれらを担う人材の育成が急務である。

私たちは、豊かな海を次世代に引き継ぐため、国際的な課題に適切に対応できる人材の育成を支援する。また、国際協調を促進する枠組みを構築し、産官学や異分野を横断する連携を推進する。

目指すのは、海洋の利用と環境保全の調和である。新たな制度の構築と社会基盤の整備を進めるため、以下を『支援の柱』とする。

##### (1) 海と船の研究

(ア) カーボンニュートラル社会の実現に向けて、次世代燃料を活用した環境負荷低減船や洋上風力をはじめとした再生可

能エネルギーの技術開発、海上物流のデジタル化の実証実験ならびに経済効果や産業影響の分析など、分野や業種の垣根を超えた多分野・異業種間の連携による産業基盤の強化を図るための活動

(イ) 世界的に高まる海洋の環境問題に対応する技術開発や国際基準の作成、海外動向に関する情報収集、海底地形を解明するための国際的な取り組み、海洋開発分野をはじめとした人材育成

(2) 海をささえる人づくり

(ア) 国連など国際機関と連携し、地球温暖化の影響で存亡の危機にある島嶼国が抱える喫緊の課題など、海洋が直面する多種多様な問題に効果的に対処できる人材の育成ならびにネットワークを構築する活動

(イ) 教育機関や研究機関と連携し、海洋に関する学際的な教育ならびに研究を推進して広く周知する活動

(ウ) 地球規模で進行する海洋生物の減少や生態の変化などに対処する、持続可能で総合的な海洋資源管理を担う人材の育成

(3) 海の安全・環境をまもる

(ア) わが国の「海洋基本法」に基づく「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進する民間の活動

(イ) 国際的な海洋管理のための新たな枠組みの構築、法の秩序・遵守に基づく海上安全及び海洋環境保全を促進する活動

(ウ) 海洋ごみや海洋酸性化等の環境問題に対処するため、企業、研究機関、地域等と連携し、科学に基づいた取り組みを推進する活動

(エ) 国民が正しく水難に対処できる「そなえ」を身につけるための効果ある取り組みを調査研究し、官民協働、及び地域の活動拠点と連携して推進する活動

(4) 海と身近にふれあう

(ア) 生活の様々な場や機会を生かして次世代を担う子どもたちを中心に海への関心を高めるとともに海と関わる行動へとつなげるための活動

(イ) 博物館等の社会教育施設を活用し、学校や地域との連携を

通じて、海や船に関する事業や体験学習等を実施すること  
による、海洋教育の推進及び海への理解を促進する活動  
(ウ) 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継  
承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

### 2.1.3. 補助 公益・福祉関係

現在の日本は、人口減少や少子高齢化、子どもの虐待や不登校、貧困、自殺、災害、孤立など、数多くの課題を抱えている。

私たちは、子ども、障害者、高齢者など、すべての人が社会から隔絶することなく、できる限り地域に根差して生活し、自らの未来を決定できる、多様性に富んだインクルーシブな社会を目指す。さまざまな状況に対応しながら、助成先とのパートナーシップを通じて、個性豊かで活力に満ち、みんながみんなを支える社会の実現に向け、以下を『支援の柱』とする。

#### (1) 子ども

- (ア) 「こども基本法」の理念に基づき、子どもの権利条約や子どもの権利を推進するための取り組み
- (イ) 困難に直面する子どもの生き抜く力を育む居場所づくり
- (ウ) 虐待予防や養育困難家庭の支援、また里親や特別養子縁組制度など子どもが地域の家庭で暮らすためのモデル的な取り組み
- (エ) 難病児、医療的ケア児、重度心身障害児など医療依存度の高い子どもとその家族を地域で支える支援拠点づくり
- (オ) ヤングケアラー・若者ケアラーとその家族を支援する取り組み
- (カ) 妊娠・出産に困難を抱える女性とその子どものための、産前産後の継続的な支援を拡充する取り組み
- (キ) 日本の教育における諸課題解決に向けた新たな取り組み

#### (2) 障害者

- (ア) 所在する都道府県の平均賃金・工賃を上回る実績を有している団体が、生産活動における新たな手法や仕組みにより、現在の平均賃金・工賃を倍増以上にする取り組み
- (イ) 福祉的就労に従事する障害者または未就労の障害者に対する新たな手法や仕組みにより一般就労を実現する取り組み
- (ウ) 重度障害者とその家族の自分らしい暮らしの確保のため、

親子共生型、医療的ケア対応型又は強度行動障害対応型のグループホーム等、障害者の地域移行をすすめ、障害者の生活の新たなモデルとなる生活拠点の整備

(3) 高齢者

(ア) 高齢になっても心身の健康の維持又は改善が見込めるようなケアや、個々の事情に寄り添った介護・医療・看護・生活支援が一体となったサポートを提供され、住み慣れた地域で暮らしを最期まで送ることができる生活の拠点整備

(イ) 認知症等になっても、本人の意思が尊重され住み慣れた地域での暮らしを継続できるように、地域内の多機関が連携して高齢者を支える新しい仕組みづくり

(4) 社会

(ア) 人工知能（AI）や拡張現実（AR）などの先端技術を使い、既存の手法を超えて、高齢者や障害者の生活や就労における課題を解決するような取り組み

(イ) 自治体や他支援団体等、多様な関係機関との連携により外国人との共生社会及び外国人が活躍できる社会を促進する取り組み

(ウ) スポーツやアスリートが持つ影響力・多くの人を巻き込む力を活用して、社会課題に関する一般生活者の意識・行動変容を促し、社会課題の周知や課題解決を促進する取り組み

(エ) 日本の伝統文化や伝統工芸において、新しい発想と手法を取り入れ、地域が一体となって文化活動を促進させる取り組み

## 2.1.4. 協力援助

国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う。

### (1) 国内

対象とする事業の分野は、2.1.2 補助と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。また、災害（地震、豪雨、台風など）からの復興に向けた緊急支援活動等を実施する。

### (2) 海外

2026 年度は、以下の 3 本柱のもと、国連・国際機関、NGO をはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取り組みを支援する。

#### (1) 世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースを活用した国際連携、日系社会に対する支援など、諸課題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

#### (2) 人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）

食糧増産のための農業技術支援、高等教育や就労並びに起業による障害者支援、基礎教育及び保健教育の向上、平和構築、コミュニティ開発、困難な状況に置き去りにされている方々への支援を通じて、社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることができる社会の構築を目指す。

#### (3) 海の世界の人づくり（人材育成と国際ネットワーク・連携を構築する事業）

水産資源の枯渇や気候変動に伴う海洋環境の変化などをはじめとした国際的な海を取巻く問題が世界規模で進行する中、組織や分野、国を超えて取り組みや行動の起こせる“海の世界の人づくり”（人材育成）と、人づくりを通じた国際的なネットワークや連携の構築を目指す。

### 2.1.5. 情報公開

当財団の活動状況を積極的に情報公開・提供することにより、事業の透明性を確保する。また、公益事業の発展と活性化及びボートレース事業の社会的役割の理解促進を図る。

なお、市民による社会課題解決への参加・関与を促進するため、マス・ウェブメディアやオウンドメディア等、多様な手法を用いた情報公開と発信をさらに強化する。

### 2.1.6. 調査研究

社会の変化に伴い様々な課題が多様化・複雑化する中で、新規事業の発掘及び補助事業の質的向上を図ることを目的とし、海洋船舶関係、公益福祉関係、災害支援関係、海外に関する事業の調査研究を行うほか、補助事業の評価や独自の評価手法の策定と運用等を実施する。

### 2.1.7. 社会変革推進

適切な担い手が不在であり早急に取り組む必要のある社会課題に対して、その解決のために先駆的かつ波及効果の期待できる事業の補助事業化を目指しつつ、社会のニーズに対応して財団自らが実施する。

### 2.1.8. 海洋連携推進

世界規模で進行し、多様なセクターが連携して解決すべき海洋に係る諸課題に対し、財団自らが主体となって、課題解決に向けた機運を醸成するため、国内外の様々な関係者との連携・協調を主導していく。

### 2.1.9. 寄付文化醸成

寄付文化の醸成による公益活動の更なる促進を目的に、寄付の受け入れや寄付者の意向に応じた事業の企画・提案を行うとともに、寄付文化醸成のために必要な事業（企業等との連携による事業、一般寄付者向けの新規施策の企画・実施、遺贈寄付の普及活動等）を行う。

また、寄付金による支援事業ならびに自主事業を実施し、寄付者の意向に沿った適切な活用を行う。

#### 2.1.10. ビル運営

公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する。当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

#### 2.1.11. 管理

業務運営の一層の効率化を図りつつ、時代の変化に応じた事業に対応できるよう必要な人員の配置と、予算配分を行う。

また、補助事業、協力援助事業及び寄付金による支援事業について、それらの事業が目的に従って適正に実施されているか、事業者に対し、実地又は書面による監査を行う。

## 2.2. 船舶等振興業務以外の業務

### 2.2.1. ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

2021年の政変以降、国軍と少数民族武装勢力及び反政府勢力との戦闘により、360万人以上の国内避難民が発生するなど、情勢は悪化の一途を辿っている。こうしたなか、日本国外務省からの受託事業としてミャンマー少数民族武装勢力支配地域を中心に紛争の影響を受けた人々を対象に食糧配給、学校・住居建設などの人道支援を通してミャンマー全土の和平を推進する取り組みを展開する。

2026年度は多くの国内避難民が発生しているシャン州、カレン州、モン州、ラカイン州などの地域において食糧支援事業を行うほか、マンダレー管区における学校建設事業、モン州における学校・住居の建設などを中心とした人道支援を通して、紛争被害者の生活基盤の改善を図る。

### 2.2.2. 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築事業

海洋開発関連産業の企業からの拠出金等を活用し、環境問題対応技術の調査研究や海洋資源・エネルギー開発に携わる技術者の確保・育成を目的とした人材育成プログラム構築事業を実施する。

2026年度は、産学官公の緊密な連携のもと、現場の課題を反映した実態調査や実践的なセミナーを推進するとともに、大学生を対象とした海外派遣や開発現場の見学といった直接的な体験機会を創出し、将来を担う若手人材の関心を高め、技術者への道を志す層の拡大を図る。

### 2.2.3. 障害者就労支援事業

福祉的就労における工賃向上による障害者の経済的自立を目指し、自治体認定の共同受注窓口等を活用した工賃向上モデルの構築を行う。具体的には、行政等からの受託事業を通じて、実績の積み上げと全国展開の基礎を構築する。

2026年度も引き続き、行政等からの受託事業をもとに、本モデルの更なる実績を積み上げ、全国展開の基礎の構築を目指す。

## 2.3. 収益事業

### 2.3.1. 施設貸与

寄付者からの当財団への土地と建物の生前贈与を受けて、収益を公益活動のために活用することを目的として、施設貸与事業を実施する。